

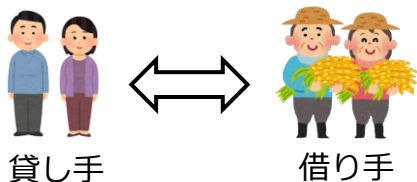
農地貸借制度の変更

農地貸借は令和7年度から
岡山県農地中間管理機構 経由 となります。

相対での利用権設定は今後廃止となり、
令和7年2月20日（木）が最終受付となります。

<現 行>

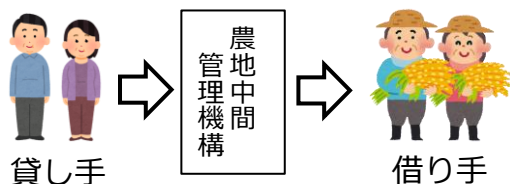
相対の契約
(利用権設定申出書)



- ・ 令和7年2月20日が最終受付
- ・ 以後廃止

または

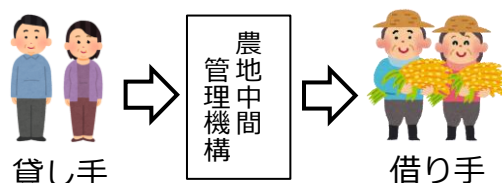
農地中間管理機構
を経由する契約（機構契約）



- ・ 令和6年度は受付終了

<令和7年度以降>

農地中間管理機構
を経由する契約（機構契約）



- ・ 引き続き、貸し手・借り手で賃料・年数などを調整のうえ農林課・農業委員会にお申し出ください。

【主な変更点】

- ・ **物納契約は不可**
- ・ **契約期間は3年以上必要※**
- ・ 賃料は、農地中間管理機構による引落とし・振込み

※引き続き契約途中の解約は
双方合意の場合、可能です。

- 令和7年2月21日以降の農地貸借の申し出は、すべて農地中間管理機構を介した契約になります。
- 岡山県農地中間管理機構については、別紙パンフレットをご覧ください。
- すでに設定済の利用権は、期間満了まで有効です。

【お問合せ先】 高梁市産業経済部農林課農業振興係（0866-21-0223）
高梁市農業委員会事務局（0866-21-0226）